

岩沼市立玉浦中学校「部活動の在り方に関する方針」

玉浦中学校の部活動の捉え

- 部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化等に親しむ活動の中で、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指します。
- 部活動には
 - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。
 - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。などの大きな教育効果が期待できると捉えています。しかし、部活動以外にも活動の場があることや部活動では実現不可の活動もあることから、部活動への加入は任意とします。
- 部活動の課題として、過熱化や行きすぎた指導、適切な休養が設定されていないこと、体罰や暴言、教職員の多忙化等があることも事実です。そこで、平成30年3月に岩沼市立小中学校働き方改革推進委員会が作成した岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」を基に、最新のスポーツ庁や文化庁及び宮城県において作成されたガイドライン等を踏まえ、令和6年1月に岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動の手引き」第2版がまとめられました。
- 文化部においても運動部とともに、上記のガイドラインや本方針に沿った活動とします。
- 本方針を踏まえて、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動を一層充実させていくこととしています。
- さらには、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成したガイドラインや本方針について、保護者の理解を得ながら適切な運用を目指します。

1 適切な休養日設定

(1) 適切な休養日設定の原則

【基本的な考え方】

- 生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、週2日以上、休養日を設定することが妥当と考えられます。
- 特に、運動部活動においては、適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながります。

- ① 平日においては、週2日以上 of 休業日を設けるなどして、年間を通してバランスのとれた学校生活を送れるように配慮します。
- ② 土曜日又は日曜日を休養日とします。また休日地域クラブ活動（休日の部活動支援事業「中学生休日スポーツ教室」等）に移行している競技・種目は各団体での活動を優先し、学校部活動は原則行わないこととします。ただし、大会参加等で学校部活動の実施が必要な場合は、事前に校長の許可を取ることとします。
- ③ 長期休業期間は、ある程度まとまった休養日を設定します。
- ④ 部活動の活動時間については、平日は長くても2時間以内、16:30終了、16:45下校とします。土曜日・日曜日及び長期休業期間は3時間程度とし、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。
- ⑤ 校長が認めた場合のみ、大会やコンクールに参加するために延長して活動することができます。
- ⑥ 年間を通して、朝練習は行いません。

(2) 顧問による年間を見通した「活動計画」の作成

- 顧問は本方針を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者に説明し、理解と協力を得ながら実施します。
- 計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮します。
- 顧問は、年間の活動計画（大会参加に伴う活動強化期間の設定）を設定の上、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出します。

(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行います。

2 指導体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動ができるよう、適切な部の数を設置します。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行い、適切な校務分掌となるように留意し、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ります。